

わが国における間接金融システムの形成過程

西 條 信 弘

要 旨

戦前のわが国金融システムでは、企業金融の多くは、株式・社債の証券形態によって調達されていたし、コーポレート・ガバナンスも株主によって運営されていたなど、まさにオーソドックスな資本主義経済の基盤の上に成立していたといえてよい。

銀行も一般的には小規模のものが多く、参入・退出も頻繁で、如何にそれを整備するかが大きな課題であった。そのため政府は大正期に入り、本格的な銀行規制に取り組むことになる。昭和2年に銀行法が制定されたが、そのなかで「銀行整理ノ進捗ヲ図ルコト」が法制定の趣旨の一つに掲げられることになった。最低資本金の引き上げ、弱小銀行の整理統合を進めるなど銀行合同推進の方針が真正面から取り上げられ、また、「成ルベク法律ヲ以テ之ヲ束縛スルノ方針ヲ避け、之ニ代フルニ機宜ニ適シ且ツ寛嚴其宜シキヲ得ル行政上ノ運用ニ俟ツコトトシ」（金融制度調査会準備委員会臨時委員の答申）として、行政の強化が打ち出されることになった。

銀行法制定の結果、銀行数は昭和3年1月1日の1,283行から、昭和7年末538行となったが、さらに昭和11年からは1県1行主義が強力に推進されて、昭和20年末には僅か61行（都銀8行、地銀53行）と20年間に95%もの銀行が整理されることになった。

昭和12年の臨時資金調整法の制定によって始まった戦時金融統制の進展に伴い、わが国の金融システムは大きく変容することになる。興銀や大都市銀行への資金集中、全国金融統制会による資金統制の強化、1県1行体制の推進、軍需会社法による指定金融機関制度、さらに、昭2銀行法による銀行行政の強化に裏付けされて、間接金融システムの優位性が次第に築かれることになった。また、「会社利益配当及び資金融通令」や「軍需会社法」による配当の制限、株主権限の縮小に加え、経済新体制運動による利潤動機の否定論、株式会社批判等が活発

化し、いわゆる「所有と経営の分離」の素地も形成されることになる。

一方、証券市場では証券取引所の組織や取引システムにも戦時経済の波が及び、昭和18年に、「有価証券ニ付キマシテ其ノ価格ヲ公正ナラシメ、且ツ之ヲ安定セシメマスルト共ニ、其ノ流通ヲ円滑ナラシメル」(衆議院での賀屋大蔵大臣の提案説明)ため、「日本証券取引所法」が制定された。

戦後 GHQ による金融・証券改革は、証券市場を金融システムの中核におく、いわば米国型の金融システムを日本に導入しようとするものであった。証券市場面においては証券取引法が制定され、また、取引所に会員組織を採用し、また、実物取引一本にするなど、戦前や戦時中のそれとは一変することになった。占領下という特殊事情があったにせよ、行動の場が法律的にも制度的にも全く新しいまでに大きく変わった業界は、証券界を除いては他になかろう。

しかし銀行制度面について実現したものは、日銀政策委員会や銀行・証券分離など僅かなものに限られ、懸案であった新銀行法制定も結局は見送られることになり、GHQ が想定したような米国型金融システムへの転換は実現せずに終わってしまった。

さらに、戦後における民主化政策、インフレの昂進等により、旧資産家層は崩壊し、株主構成の変化、所得の平準化が進展することになった。こうしたなかで内部昇進者による経営者が台頭し、所有と経営の分離は一層進展することになる。

GHQ が金融改革を強行しなかった理由の一つとして、戦時補償打切り等により、当時のわが国銀行体力が極めて脆弱化していたことがあげられよう。こうしたことが基盤となって、やがて行政が銀行経営へときめ細かく介入し、いわゆる護送船団行政をはじめ、金利、配当、店舗設置等の規制を通じて、競争制限的なシステムが作り上げられることになる。さらに戦前型の専業・分業体系での金融制度が復活することになり、また、メイン・バンク制の発展とも相まって、企業金融やコーポレート・ガバナンスから株式や証券市場の地位は大きく後退し、戦時中に形成された管理統制色の濃いわが国独特な間接金融優位の金融システムが、戦後も引き継がれ、強化されて行くことになった。

目次

はじめに

I. 戦前の金融システム

1. 金融システムの骨組みと形成過程

2. 戦前の金融規制

II. 戦時経済下の金融システム

1. 戦時経済への移行

2. 間接金融システムの形成

III. 戦後の金融・証券改革とその帰結

1. 証券取引法第65条制定の背景

2. 戦後金融改革の後退

はじめに

戦前のわが国金融システムは、オーソドックスな資本主義経済の基盤の上に成立していた。企業金融の多くは、株式・社債の証券形態によって調達されていたし、コーポレート・ガバナンスも株主によって運営されていた。銀行も一般的には小規模のものが多く、参入・退出も頻繁で、如何にそれを整備、安定化させるかが大きな課題であった。

しかし戦後は大きく変わった。企業金融の大半は、借入金によって賄われ、いわゆる政・官・財のトライアングルの中で、相互の結束を固め、政策を構築し、また、意思の疎通を図る上で、要めともいうべき役割を果たすことになった。企業にはそれぞれメインバンクと呼ばれる銀行が存在して、役職員を派遣し、企業や経済に関する情報を提供し、企業財務や設備投資計画の企画、運営に参画まですることになった。いわゆる間接金融重視のシステムである。

いいかえれば戦前の銀行は企業に対し、いわば脇役的存在であったのが、戦後の銀行は、企業のパートナーないしそれを超えた存在にまで変容していたといつてよい。

こうした大きな転換は、戦前に準備され、戦時中に発達したさまざまな金融統制に大きく影響されている。周知のようにわが国経済は戦時中に急速に変形して統制経済となった。それは資源・資金の軍需産業への優先的配分のための組織であり、金融システムもそれへの順応を迫られることになった。

後述するように戦前における本格的な銀行規制は、昭和2年銀行法の制定以後である。それまでは小銀行の乱立と頻繁な倒産がわが国金融

わが国における間接金融システムの形成過程

システムの一つの特色であった。銀行法の制定により、銀行の整理、集約化が大きく進み、さらに昭和11年以降は、いわゆる1県1行主義が強力に押し進められた。こうした土壌の上にさまざまな金融統制がとられ、さらに、いわゆる新体制運動による企業の民有国営論や「資本の所有と経営の分離」論が盛んに唱えられることになる。

戦後は再び自由経済に復帰するが、戦時中の経験を色濃く残したわが国の経済・金融システムが成立し、今日に至っている。

他方、そうしたなかで証券市場は、今日まで未発達、投機的といわれることが多かったようである。

本稿は、このようなわが国独特の間接金融システムが、どのようなプロセスを辿って形成され、発展してきたか、そしてそれはわが国証券市場にどのような問題をもたらしたのか、その流れをみようとして試みたものである。まだ素描の段階を脱していないものだが、わが国独特の間接金融システムを特徴づけた幾つかの要因について考えてみたい。

なお、本稿で金融システムといった場合、金融の制度・慣行や規制・監督のあり方との関連などを含めた広い意味で用いている¹⁾。

I. 戦前の金融システム

1. 金融システムの骨組みと形成過程

まず、戦前の金融システムの骨組みをみてみよう。

明治政府は、成立早々の薄弱な財政基盤のなかで、旧体制の整理を進めると同時に殖産興業、富国強兵といった新社会建設への政策を

次々に展開していった。銀行制度、証券取引所制度など金融システムの根幹である諸制度の導入、創設もその一環である。

銀行制度については、わが国の銀行制度は明治2(1968)年、「各国バンクの法に倣い」導入された為替会社の設立から始まる。しかしこの為替会社は失敗に終わり、明治5年に米国の国法銀行制度を範として「国立銀行条例」が制定された。これがわが国銀行立法の嚆矢である。

この国立銀行条例は、その後何度かの改正を経たが、明治15年に「日本銀行条例」が、また、明治23年には「銀行条例」の制定をみ、さらに、日本勧業銀行、日本興業銀行等の各特殊銀行が相次いで設立され、明治30年代には銀行分業主義による銀行制度が一応の確立をみるようになった。

一方、株式取引所に関しては、明治7年に「株式取引条例」が公布された。これはロンドン株式取引所を手本としたものだが、関係者の賛成を得られず、結局取引所は設立されなかった。このため米商会所規約など、わが国従来の慣行等を大幅に加味した「株式取引所条例」が明治11年に新たに制定され、これに基づき東京と大阪にそれぞれ株式取引所が設立されるようになった。

このようにわが国の銀行制度は明治中期に、いわゆる銀行分業主義の体系で一応の確立をみたが、大正期に入ると、まず無尽業法(大4)、有価証券割賦販売業法(大7)の制定にはじまる金融関係法令の再整備が進められることになる。次いでわが国銀行分業主義の基本法である貯蓄銀行法(大10)、信託業法(大11)の制定をみ、分業主義に基づく銀行制度がさらに整備されるようになった。昭和2年の銀行法

制定は、まさにその完結点として普通銀行を預金銀行に徹せしめるためのものであった²⁾。

一方、証券市場に対しては、明治20年に取引所の組織を株式会社組織から会員組織に改め、投機取引本位の取引システムから実物取引本位への転換を構想した「ブルス条例」が制定されたが、実施をみず、代わって明治26年に「取引所法」が制定され(同法は会員組織と株式会社組織の双方を認め、商品取引所も規制)、これが昭和18年に「日本証券取引所法」が制定されるまで、証券市場の基本法として機能することになった。いいかえれば、証券市場の改善は、専ら流通市場の整備に絞られ、その対象は、取引所組織、売買仕法、仲買人制度が中心であった。このようにみると戦前の証券取引システムは、概ね明治20年代後半に確立したとみてよからう(表1)。引受業務の規制は昭和13年に有価証券引受業法の制定によって始めて行われることになる。

株式組織取引所の仲買人(自己売買・委託売買の両方が可能、会員組織の場合は会員と仲買人の2種が設けられて、会員は自己売買のみ)は、取引所法によって規制されるが、取引所法では、取引所外で行われる証券取引に関しては一切制約を設けていなかった。いわば上記の証券業務以外の証券業務については全くの空白地帯であったとみてよい。そのため取引所市場外に現物商と呼ばれる多くの証券業者が存在することになったが、発行市場を含め、資力、能力さえあれば誰しもが取引所以外の証券業務に従事できたわけである³⁾。

こうした戦前の金融システムを要約すると次のようになる。

- ①いわゆる分業主義銀行制度で、主なものは普通銀行、貯蓄銀行、特殊銀行の三つで

表1 日本における証券取引所関係法令の推移

法令名	公布・施行年月日	要 点	備 考
株式取引条例(明7布告107号)	明7.10.13公布 明11.5.4廃止	未実施	設立取引所なし
株式取引所条例(明11布告8号)	明11.5.4公布 明26.10.1廃止	株式会社組織・現場取引、定期取引(3カ月制)の2種・仲買人政府の免許を要せず)は自己・委託の両取引可能 ◎明13.4.15改正(布告20号)仲買人の免許制 ◎明14.9.13改正(布告43号)主管省、大蔵省より農商務省に移る。 ◎明15.12.27改正(布告64号)違約賠償制の採用	明11.5.15東株設立に引続き計6取引所設立
取引所条例(ブルス条例)(明20勅令11号)	明20.5.14公布 (同年9.1施行) 明26.10.1廃止	会員組織・直取引、定期取引(3カ月制)の2種・会員は普通会員と仲買人(会員中農商務大臣の免許を得た者)、会員は自己取引専業(のち一定の物品について委託取引も可能)仲買人は委託取引専業・違約賠償制なし	明20.7.18高岡外8カ所に取引所設立・うち3カ所のみ開業残りの6カ所は明21.6末解散
取引所法(明26法律5号)	明26.8.4公布 (同年10.1施行) 昭26.8.20廃止	会員、株式会社両組織選択の自由あり・1地区1カ所主義・直取引、延取引および定期取引(3カ月制)の3種・会員組織においては会員・仲買人の2種、株式会社組織においては仲買人のみ、会員は自己取引専業・仲買人は自己・委託の両取引可能・仲買人は免許制・株式会社組織は違約賠償制、会員組織は違約賠償制なし ◎明35勅令158号(地方取引所淘汰、投機抑制を目的)株式会社組織取引所の資本引上げ・賠償責任準備金制創設・限月短縮(3カ月より2カ月へ)・身元保証金国庫供託制(本令は急激な改革であったため明36勅令127号により限月復旧・賠償責任準備金制緩和される) ◎大3法律33号 仲買人の支店、出張所における委託の禁止 ◎大11法律60号 会員組織取引所設立の容易化 (仲買人を廃し会員のみとし委託取引も許容・賠償責任制の許容)・株式会社組織取引所においても認可を得た場合にのみ賠償責任制許容・仲買人の呼称を取引員とし法人の会員または取引員を許容・商議員制の創設(株式会社組織の会員組織化)・場外投機取引の取締規定の完備・直取引、延取引、定期取引を廃し実物取引と清算取引の2種に大別(短期清算取引を創設するとともに長期清算の限月を2カ月に短縮) ◎昭4法律29号 限月を3カ月に復旧	明30末 137取引所(商品取引所を含む、うち株式会社組織132、会員組織5) その後逐次減少をみ、昭16.3末16取引所(このうち株式取引所は11ですべて株式会社組織、商品取引所は5で会員組織は4) 有価証券割賦販売業法(大7法律29号) 有価証券業取締法(昭13法律32号) 有価証券引受業法(昭13法律54号) (上記3法はいずれも昭23.5.13廃止) ◎昭8.5.14、商工省は取引所制度調査委員会を設置し、翌9.9.21取引所制度調査会に強化したが、昭和11年頃審議中断のまま終る

法令名	公布・施行年月日	要 点	備 考
日本証券取引所法 (昭18法律44号)	昭18.3.11公布 (一部は同年3.25他は6.30施行) 昭22.4.16廃止 (昭22.3.28法律21号「日本証券取引所解散等に関する法律」による)	営団的特殊法人で資本金2億円中最高5,000万円の範囲内で政府出費・日証は市場の開設、管理の外、有価証券の引受け、売出し、募集の取扱いを行い、必要な場合は株価安定のため売買を行いうる・取引員は免許制(株式会社に限定、最低資本金は第一種100万円、第2種および第3種50万円)・実物取引と清算取引の2種(清算取引は長期清算取引(限月3カ月)のみとし東京、大阪両市場にのみ認める、短期清算取引は昭18.5.26大蔵省通ちょうにより廃止決定)・違約賠償制	昭16.12.13管制改正により取引所の主管省は商工省より大蔵省に移る 日証の設立により全国の11株式取引所の資産は日証に引きつがれて解散、7月1日より発足した日証の構成は本所の外、従来取引所の存在した東京ほか10支店が置かれた。 なお、昭20.8.10、日証は市場立会を停止して終戦をむかえた。
証券取引法 (昭22法律22号)	昭22.3.28公布 (同年7.22第5章=証券取引委員 会=のみ実施他は実施されず昭23.4.13法律25号により全面改正)	有価証券届出制を創設し発行市場をも規制しうることとした・証券業者は免許制(法人、個人可能)・仲介制の創設・証券取引所は免許を要し、1地区1カ所主義、会員組織で違約賠償制なし・取引の種類は取引所で定め認可を要する。有価証券市場における売買取引の委託を受けるときは30%以上の委託証拠金を徴収・法律の施行方針についての審議機関として証券取引委員会を設置・審問制の創設等	昭20.8.10~昭24.5.15証券取引所空白時代、店頭において集団取引が行われた。
証券取引法 (昭23法律25号)	昭23.4.13公布 (同年5.7施行、ただし第2章=届出制度=は施行日より60日後第65条=銀行などの証券業務禁止=は6カ月を経過した日より施行)	証券取引委員会を行政委員会として権限を強化・証券業者の登録制採用・金融機関の証券業務営業を禁止・信用供与制度の創設・証券業協会の登録制・証券取引所を登録制に改め1地区1カ所主義を廃止・相場操縦などの禁止・証券業者の負債倍率制の創設等 ◎昭28.8.1法律142号 証券取引所の免許制採用・取引所は公益代表理事を選任しうる・有価証券の上場は登録制から承認制となる ◎昭40.5.28法律第90号 証券業者を証券会社と改め、登録制から免許制へ、外務員の登録制採用、禁止行為の新設等	新法にもとづき昭24.3東京、大阪、名古屋証券取引所設立、5.16立会開始、7.4より京都、神戸、広島、福岡、新潟証券取引所立会開始、25.4.3札幌証券取引所立会開始、現在全国に9証券取引所が設置されたが、昭和42.10.31に神戸証券取引所が閉鎖され、8証券取引所となる。昭26.6.1信用取引制度実施 昭27.7.31「大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律」により証券取引委員会廃止、「証券取引委員会」は「大蔵大臣」または「大蔵省」に改められ、大蔵大臣の諮問機関として証券取引審議会を設置 昭30.8.1法律120号証券金融会社の免許制採用。 昭60.10.19東証、証券先物市場を開設 昭63.9.3東証・大証、株価指数先物市場を開設 平1.6.12大証、株価指数オプション取引を開始(名証は10.17、東証は10.20) 平2.5.11東証、国債の先物オプション取引を開始

〔資料〕大蔵省調査資料による。

〔出所〕高橋亀吉監修、日本証券経済研究所編『日本の資本市場』174頁-177頁を一部修正。

構成、明治30年代の初頭に確立、大正期に入り、各種金融業法の整備が、分業主義を基本に行われることになる

②証券市場は、投機取引を取引所に集中させ規制するとともに、取引所市場外市場や発行市場は誰でも参入可能、明治20年代後半に定着

こうした制度的枠組みに加えて

①金利は自由に変動(大正期から預金金利は自主規制)

②銀行や取引所仲買人への参入・退出は容易(緩い免許制)

③企業金融は株式・社債の証券形態のほか、普通銀行が長期貸付にも傾斜(いわゆる機関銀行)

④なお、株式会社制度は明治10年代後半から本格化(最初の株式会社は、明治6年の第一国立銀行)

といった金融システムであった。まさにオーソドックスな資本主義経済下の金融システムといつてよいようである⁹⁾。

2. 戦前の金融規制

戦前の銀行規制は、免許制であったが、もちろん今日のような、参入・退出は殆ど不可能で、かつ護送船団行政あるいは事前予防行政と呼ばれるような、いわゆる裁量型の監督当局と銀行との一体化の上になりつつ免許制ではなかった。まして「法律に書いていないことは、してはならない」(no-rule-means-prohibition-rule⁹⁾)といった、両者間の暗黙の合意も存在しなかった。

当時は極めて多数の銀行が存在し、しかも小資本の銀行が多かった。なかには事業経営者が銀行の役員を兼ね、当該事業会社の金庫の性格

をもつ、いわゆる機関銀行も数多く、一方の不振が他方に跳ね返るなど、銀行倒産も頻繁であり、それが恐慌の契機になったこともしばしばみられた。

明治23年の銀行条例では、証券の割引・為替業務・預貸金業務さえ営んでいれば、他に何をしてもよかつたから、銀行が現実に営んでいる業務も広く、多くの銀行が物品販売業、倉庫業、運送業などを兼営していた。証券業務も自由であったし、銀行類似会社・金貨的会社的な銀行も少なくなかつたといわれる。

そうした実態から、既に明治30年代前後から、大蔵省は免許条件である資本金の額の増額を図るとともに、銀行合同を推進し、大正期には貯蓄銀行について一県に一つの銀行、いわゆる1県1行主義まで打ち出していた。また、大正5年の銀行条例改正で、兼業業務の認可制などが導入され、監督強化の方針が打ち出されることになる。

一方、大正期に入ると、無尽業などこれまでの業法では律しきれない対象外金融業務の発展もあって、わが国金融制度は再整備の段階に入り、先述のように無尽業法、有価証券割賦販売業法の庶民金融立法や信託業法が新しく制定され、さらに貯蓄銀行条例にかえて貯蓄銀行法が、また、銀行条例にかえて銀行法が制定をみるようになった。

昭和2年の銀行法は、従来の銀行条例が「貸出し」を中心にした銀行の概念をとっていたのを改め、「預金の受入れの有無」をもって銀行概念としたが、その際、公社債売買業務を銀行業務から分離する措置を講じるなど、銀行業の純化、銀行制度の再整備を図ったものである⁹⁾。

さらに銀行法制定にあたって「銀行整理ノ進

表2 戦前における銀行規制の推移概要

(1) 銀行条例から銀行法へ

明 5. 11	国立銀行条例制定
9. 8	同条例改正 (銀行券発行の正貨準備規定廃止, 以後国立銀行の設立活発化。また, 私立銀行設立の途を開く)
15. 6	日本銀行条例制定
23. 8	銀行条例制定 (26.7施行, 最低資本金規制なし, 役員の他業兼職も自由。なお, 大口融資規制は制定当初は設けられたが, 28年2月の改正で削除)
29. 4	銀行合併法制定
32. 2	国立銀行のすべてが営業満期となり, 消滅
34. 8	大蔵省, 小銀行の設立抑制・合併を導入 (最低資本金を行政で設ける=会社組織50万円以上, 個人25万円以上<翌9月に50万円以上へ引き上げ>)
大 5. 3	銀行条例改正 (兼業の認可制導入, 事業停止命令等の監督強化)
7. 5	大蔵大臣, 地方長官に普銀の合同奨励を訓示
9. 7	銀行条例改正 (銀行の合併手続きを簡素化)
12.	大蔵省, 銀行取締方針 (新銀行の設立は不認可, 合併の極力奨励等)
13. 7	大蔵省, 「同一地方の銀行を相互に合同させる」地方的合同方針を表明
15. 9	金融制度調査会設置
昭 2. 3	銀行法制定 (昭3.1.1施行)

〔備考〕銀行条例には最低資本金の法定がないなどから, 小銀行が乱立し, なかにはカラクリ銀行, 二階の片隅銀行とまで呼ばれるものもあったといわれる。いわゆる機関銀行の弊害や大口融資の偏重が問題とされる一方, 取付けも激しく, 恐慌の都度多くの中小銀行が破綻に追い込まれた。普銀数が最大となったのは, 明治34年末の1,867行である。

(2) 昭和2年銀行法の概要

①制定の目的
第一 銀行資力の充実を図ること
第二 堅実なる経営を助長すること
第三 預金者の利益を保護すること
第四 監督の周到を期すること
第五 不当の競争を防止すること
第六 銀行整理の進捗を図ること
②主要内容
・株式会社に限定, 最低資本金を法定, 無資格銀行は整理, 役員の兼業禁止, 準備金の積立等
・必要止むを得ざるもの他, 成るべく法的規制を避け, 機宜に適し, 寛厳直しきを得る行政上の運用にまつ (金融制度調査会準備委員会臨時委員答申)
③銀行の整理状況
・昭3.1.1現在の普銀数1,283行の内, 無資格銀行は617行 (48.1%) だったが, 昭7年末現在, 538行となる
・無資格銀行に, 単独増資によって最低資本金に達することを認めず

(3) 普銀の1県1行主義

昭11. 5	馬場蔵相1県1行主義を表明
13. 4	国家総動員法制定
17. 5	金融事業整備令制定 (大蔵大臣は合併を命令する)
18. 3	普通銀行による信託・貯蓄銀行業務の兼営法制定
10	軍需会社法制定 (19.1に軍需融資指定金融機関制度発足)
20. 末	普通銀行数61行 (都銀8行, 地銀53行) となる。なお, 貯蓄銀行数4行, 信託会社数7社, 無尽会社数59社

〔備考〕昭和16年夏頃より, 大蔵省は, 普通銀行に商業金融から事業金融, 特に軍需金融に重点変更を要請。

〔注〕後藤新一「銀行崩壊」, 「普通銀行の理念と現実」などより作成。

〔出所〕西條信弘「書評, 後藤新一著「銀行崩壊」『証券経済研究』第2号, 1996年7月。

「挿入図ルコト」を法制定趣旨の一つに掲げ, 最低資本金を引き上げ, 弱小銀行整理統合を進めるなど, 銀行合同推進の方針が真正面から取り上げているが, さらに「改善ノ方策トシテハ必要已ムヲ得ザルモノノ外成ルベク法律ヲ以テ之ヲ束縛スルノ方針ヲ避ケ、之ニ代フルに機宜ニ適シ且ツ寛厳其宜シキヲ得ル行政上の運用ニ俟ツコトトシ」(金融制度調査会準備委員会臨時委員の答申)として, 銀行行政の強化を強く打ち出している。

銀行法制定の結果, 銀行数は昭和3年1月1日の1,283行から昭和7年末538行となったが, さらに昭和11年からは1県1行主義が強力に推進されて, 昭和20年末には僅か61行 (都銀8行, 地銀53行) までに激減した。確かに当時は, 深刻な不況ないし戦時経済化していく過程にあったとはいえ, 僅か20年間に何と95%もの銀行が整理され, 姿を消してしまったわけである⁹⁾。

表2はこうした戦前における銀行規制の推移をまとめたものである。こうしたなかで昭和12年9月に臨時資金調整法, 同13年3月には国家総動員法, 18年10月には軍需会社法などさまざまな戦時法規が相次いで立法化され, 金融統制は次第に厳しくなっていたが, この1県1行主義も「資金を統制する上からもできるだけ金融機関の数が少ない方が望ましいという方針から出た政策の結果であった⁹⁾。

一方, 証券市場については, 投機的性格が強いと批判され, それが株式会社組織と定期 (清算) 取引制度に起因するということから, 会員組織への移行と限月の短縮が課題とされた。そのため明治20年代にブールズ条例が制定されたが, 実施をみず, 代わって明治26年に「取引所法」が制定され, 取引所は会員組織・株式会社

組織のいずれでも選択できることになった。しかし, その後も, いわゆる「取引所打壊令」の制定可否が明治30年代に問題となるなど, 組織と限月短縮をめぐる取引所改革問題は長く尾を引くことになる。この「取引所打壊令」は, 結局否認されて, 提案者である農商務大臣の辞任で決着することになったが, 大正11年には会員組織取引所設立の容易化, 短期清算取引の導入等を骨子とした取引所法改正が行われた。さらに, 昭和8年には商工省が「取引所制度調査委員会」を設け改善方策を検討したが, 戦時経済に入り中断を余儀なくされるなど, さまざまな動きはあったものの, 取引所制度の基本にまで立ち入った改正は行われず, 先述のように明治26年の取引所法が, 昭和18年に「日本証券取引所法」が制定されるまで, 証券市場の基本法として機能することになったのである⁹⁾。

II. 戦時経済下の金融システム

1. 戦時経済への移行

しかし戦時経済に入り, こうした戦前の金融システムは修正を余儀なくされることになる。

昭和12年の日華事変勃発を契機に, 同9月, 金融面では臨時資金調整法, 貿易面では輸出入品等臨時措置法が制定され, さらに翌13年国家総動員法が制定されて, 戦時統制は経済の全面に及ぶことになった。

戦時金融統制の主な骨組みを極めて大まかにいうと次のように要約できよう。

第一に, 一定額以上の企業の資金調達を許認可制にし, 政府のコントロール下におくとともに, 特定の企業には, 政府命令により優先して融資を受けられる制度を設ける。

第二に一定額以上の配当を許可制にし、資金の社外流出を抑制して、企業体質の強化を図るとともに、株主権限の抑制を通じて、戦時経済下の高配当に対する社会的非難を回避する。

第三に証券市場における価格変動を極力抑制し、相場の安定化を図る。

具体的にその幾つかをあげると

①「臨時資金調整法」(昭12.9)によりすべての産業を甲乙丙に区分し、甲の軍需産業には設備資金(後に「銀行等資金運用令」(昭15.10)で運転資金も対象)を供給するが、丙は不急不要の産業として抑制、また、特別の場合を除き、資本金10万円以上の会社の新設、増資、合併、目的変更と1口5万円以上の社債の応募引受、募集の取扱は許可制

②会社利益配当及び資金融通令(昭14.4)で、会社の利益配当に対して、最高限度を設けるとともに、大蔵大臣による命令融資制度を設ける(当初は興銀のみ、後に「銀行等資金運用令」(15.10)ですべての銀行に拡大)

③国家総動員法に基づく金融統制団体として、昭和17年5月に全国金融統制会が結成された。統制会の業務は、金利(上限)の決定、合併等の指導・斡旋、国債消化の割当、共同融資の斡旋等である。会長・副会長には日銀総裁・副総裁が就任し、実務の中心は、日銀の審査局が当たった。

④軍需会社法の制定(昭18.10)により、主務大臣の認可を受けた場合、株主総会の同意は不要とするなど、株主の権限を大幅に制限、また、19年1月には軍需融資指定金融機関制度が設けられ、融資円滑化のため各軍需会社に1行の銀行が指定(戦

後のメインバンク制の発端といわれる)。さらに翌20年3月には、軍需金融等特別措置法が制定され、軍需会社以外の企業にも指定金融機関制度が導入された。

⑤昭和17年2月に日本銀行法が制定された。また、翌18年3月には「普通銀行ノ信託業務及貯蓄銀行業務ノ兼営ニ関スル法律」が制定され、分業主義の銀行体系に修正が加えられる一方、貯蓄銀行、信託会社の多くが銀行に吸収合併された。さらに農工銀行も日本勧業銀行に吸収され、消滅した。いずれも貯蓄の増強、生産力拡充資金の供給増大が目的とされている。

⑥証券市場では、昭和13年3月、発行市場(有価証券引受業法)、取引所市場外業者の規制(有価証券取締法)等が制定され、整備が進んでいたが、戦時下に入り大日本証券投資など株価テコ入れ機関が相次いで設立され、16年8月には国家総動員法に基づく「株式価格統制令」が制定をみ、また、同年12月には取引所の主管省が商工省から大蔵省へ移管された。翌17年2月には「戦時金融庫法」(同4月に設立)が制定され、さらに18年3月には「有価証券ニ付キマシテ其ノ価格ヲ公正ナラシメ、且ツ之ヲ安定セシメマスルト共ニ、其ノ流通ヲ円滑ナラシメル」(衆議院での賀屋大蔵大臣の提案説明)ため、「日本証券取引所法」が制定されたが、両者とも「有価証券の市価安定」が業務の一つとされていた。

高度国防国家の建設、軽工業から重化学工業への産業構造の転換、生産力拡充資金の動員など、わが国経済は急速に変形して、生産も消費も金融も全て国家統制の網の目の中に次第に組み込まれることになる。それは資源・資金の軍

企業経営が多くを占め、企業の所有と経営の分離は一部の財閥を除いては殆どみられなかった。繰り返すことになるが戦前は、オーソドックスな資本主義経済システムだったわけである(表3)。

ところが経済統制の進展に伴い、こうしたシステムは大きく変容することになる。例えば、「会社利益配当及び資金融通令」や「軍需会社法」等により配当の制限、株主権限の縮小が行われ、一方、新体制運動による利潤動機の否定論、株式会社批判が活発化することになる。さらに産業報国会の結成など労使の意思疎通の円滑化促進、内部昇進者による経営者の台頭などから、いわゆる「所有と経営の分離」が進み、企業は株主のための利潤追求の組織という本来の性格は次第に希薄化し、むしろ、従業員の共同利益のための組織という性格の素地が形成されることになった。いわゆる日本型企業システ

需産業への優先的配分のための組織であり、金融システムもそれへの順応を迫られることになったわけである。

こうしたなかで昭和15年頃から、いわゆる新体制運動が盛んに説かれるようになる。いわゆる経済新体制運動、金融新体制運動等がそれである。経済新体制運動も金融新体制運動も、総力戦体制下、軍需産業優先、生産力拡充のための資源・資金の配分を円滑化しようとする意図から生じたものだが、それは単なる統制強化だけではなく、計画経済化あるいは経済(企業)改革、金融改革の性格をもつものであった¹⁰⁾。

先述したようにそれまでの日本経済では、例えば労働の移動は頻繁だったし、銀行倒産も頻発した。企業金融は株式・社債による証券(直接金融)が中心で、銀行の発言力は今日のように強いものではなかった。大株主による直接的

表3 産業資金供給状況 (単位%)

	内部資金	株式	事業債	民間金融機関	その他
1931~35年	66.5	39.9	1.0	-8.7	1.3
1936~40	31.4	29.5	4.6	34.1	0.4
1941~45	28.8	19.5	8.6	41.8	1.2
1946~50	28.6	9.3	2.5	51.7	7.9
1951~55	43.0	8.0	2.1	41.0	5.8
1956~60	42.7	8.1	2.7	41.8	4.6
1961~65	41.0	8.2	2.6	44.1	4.1
1966~70	49.2	3.4	1.6	41.3	4.6
1936年	47.4	33.5	-2.3	18.3	3.1
1937	33.3	35.5	-0.1	31.9	-0.5
1938	30.5	34.6	-5.4	29.9	-0.3
1939	27.1	24.5	7.9	38.4	2.1
1940	30.4	26.7	5.5	38.3	-0.1
1941	33.6	29.1	10.1	28.1	-0.9
1942	31.2	25.7	8.9	32.8	1.4
1943	30.3	22.6	7.8	35.8	3.4
1944	24.2	9.1	8.3	57.8	0.7

(出所) 岡崎哲二「日本型企業システムの源流」(伊丹敬之・加護野忠男、伊藤元重編「日本の企業システム」第4巻「企業と市場」186頁。

ムの特徴とされる終身雇用、年功序列賃金なども、もともとは労働力の定着化を図るための基盤として、この時期に拡大したものである¹⁹⁾。

こうしたなかで株主の地位は次第に低下し、代わって経営者や従業員の地位が高まることになる。一方、戦時期は急速な重化学工業化の時代でもあった。生産力拡充のための資金需要は膨大なものとなり、零細貯蓄まで動員しなければならなかった。これに対応して企業の資本市場への依存度は低下し、他方、融資を通じた銀行の力は、漸次強まることになっていった。

2. 間接金融システムの形成

臨時資金調整法の制定によって始まった資金統制は、戦時中を通じ、漸次強化されることになる。興銀の権限拡大、全国金融統制会による資金統制の強化、1県1行体制の推進、軍需会社法による指定金融機関制度の採用なども加わり、さらに、昭和2年銀行法による銀行行政の強化にも裏付けされて、間接金融システムの優位性が次第に築かれることになった²⁰⁾。

昭和16年8月、小倉正恒大蔵大臣は全国金融協議会役員会での演説のなかで

「……例を普通銀行に採って見ますならば、従来、普通銀行に於ける貸出業務の方法は主として商業金融を目標としたものであったと申せるかと思えます。併し乍ら、時局の進展に伴ひ銀行に対し求められる金融需要の重点は、商業金融より事業金融へ移って居るのであります。此のやうな事情の下に於て事業に対する金融を行ふに当っては、銀行としても従来の方法を改め、事業金融に最も即応した方法に依り貸出を行ふことが必要であると信じます」と述べ、さらに「金融機関の自主独立の精神というのは他年に亘り培はれた甚だ貴い伝統であります。併

し乍ら戦時非常の場合に於て……従って日本銀行とは常に資金的に緊密なる連繋を保ち、資金が必要な場合には日本銀行より之が融通を受ける。又投資、融資に就き、同業一体となって之に当り、尚ほ力の及ばざる場合には政府の援助を要請すると云ふやうな率直な気持が最も必要であると信じます」と続けている¹⁹⁾。

軍需融資を実際に担当したのは興銀と大手都銀であった。一方、地方の中小銀行は資金余剰となったが、これは国債消化と興銀債の購入等により、軍需融資担当金融機関への資金供給に当てられ、郵便貯金により動員された資金も、同様、国債消化と軍需融資担当金融機関への資金供給に向けられた。また、預金金利、国債・金融債・事業債の金利は抑制され、金利の高低の格差は著しく縮小し、画一化することになった。『日本銀行百年史』は、「それは、いわば金利メカニズムの働かない金融の世界が出現したことの表れであったと云うてよからう。それはまた資金の統制や割当が一般化したことと表裏一体のものでもあった」と述べている¹⁹⁾。

こうしたなかで興銀と一部の金融機関は、軍需融資に関する計画的資金動員・配分機構の中核を占めることになる。

特に興銀の地位は戦時体制の中で飛躍的に高まることになった。興銀は、軍需金融の中核として活躍し、その活動は事業会社への直接融資、銀行の事業貸付の肩替りから短資市場への放資にまで及び、従来一般銀行に対する補完的役割ないし中小企業中心の金融機関から、金融統制の中核機関に変貌することになった。共同融資における幹事の6割が興銀であった²⁰⁾、終戦時における興銀の融資残高の約76%が軍需融資であったといわれる²¹⁾。

戦後には興銀を中心とする企業集団まで形成

制定され、本券を発行することなく登録のみで社債の発行が可能となった) ことになった(表4)。

先述のようにわが国の証券取引システムは、明治20年代後半に定着をみ、その後の整備はごく僅かに止まり、基本的な骨組みまでには及ばなかった。一方、発行市場では、大正・昭和と進むにしたがって、仲買人あるいは現物商から発行市場で引受活動に進出するものも出現する事になった。それらは証券会社と呼ばれ、銀行・信託会社と債券の引受で次第に活発な競争を演じるまでになっていたのである(株式の引受業務には銀行等は参入しなかった。「株式の引受機構はもっぱら証券業者によって整備された」²²⁾のである)。しかし戦時経済への移行、金融統制の強化は、それ以上の発展を証券市場に許さなかった。銀行を中心とした間接金融システムの補助的あるいは限界的な資金供給市場としての性格を急速に深めていくことになったのである²³⁾。

先に戦前の金融システムは、オーソドックスな資本主義経済の下での金融システムと述べたが、戦時中の金融システムは、戦前のそれに比べ、大きく変容することになった。これは、戦争の遂行という異常な時代のなかの異常な事態から生まれたものであったことに間違いはない。いいかえれば間接金融システムの基盤が、戦時中という異常な事態下であるとはいえ国家の指導で形成されていったのである。しかし、それは戦時中だけに止まらなかった。総力戦体制のなかで築き上げられたわが国独特の間接金融システムは、戦後にも引き継がれていくことになる²³⁾。

されることになるが、戦前においては「……中小企業金融機関として苦難の途を歩むのである。すなわち、欧州大戦中のわが国経済の飛躍期においても、優良大企業との取引を獲得することは不可能で、いきおい中小企業を対象として取引せざるをえなかった。……興銀が発展するのは、昭和7年以降、……「非常時」といわれた準戦時体制に入ってからのこと」であった¹⁹⁾。戦時期には、「積極的に資金供給にあたり、一般銀行の補完機能を果たしただけでなく、政府による命令融資や軍需会社への共同融資の中心機関となって生産力拡充資金を供給し、対満占領地投資にも活躍して、戦時金融の中核機関にのしあがっていった」のである¹⁹⁾。

一方、証券市場は、次第に有名無実化し、沈滞を深めることになる。既に昭和12年9月、「大日本証券投資」(13年4月解散)が、また、15年9月には「日本証券投資」が株価テコ入れ機関として設立されたが、戦時統制が強まるにつれ、昭和16年8月には、「国家総動員法」による株式価格統制令の制定にまで進むことになる。さらに17年4月には「戦時金融金庫」が設立されたが、同金庫は「有価証券ノ市価安定ヲ図ル」ことが業務の一つであったし、18年3月に制定された「日本証券取引所法」でも、日本証券取引所の業務の一つに、政府が必要と認めた時は、市価安定のための売買・保有を行うことがうたわれることになった。さらに大量発行される国債の消化を円滑化するために、預貯金利子や債券利子は硬直化し、また、事業債の起債については15年12月に起債計画協議会(日銀、大蔵省、興銀等)が設けられ、起債から消化までを全面的に計画化するなど、戦時統制によって、証券市場の機能は大きく抑制される(なお、17年2月には、社債等登録法が

表4 戦時金融統制関係主要事項

昭和 2. 3	銀行法
7. 7	資本逃避防止法
8. 3	外国為替管理法
5	社債浄化運動始まる
11. 5	馬場蔵相1県1行主義を表明
-----< >-----	
12. 9	輸出入品等臨時措置法
"	臨時金利調整法
"	大日本証券投資設立 (13.4解散)
10	企画院設置
13. 1	物資動員計画の策定始まる
3	有価証券業引受業法, 有価証券業取締法
4	国家総動員法
"	商法改正
14. 9	会社利益配当及資金融通令
"	第二次世界大戦始まる
15. 7	第二次近衛内閣成立——新体制運動始まる
9	日本証券投資設立
10	銀行等資金運用令
"	会社経理統制令
12	大蔵省, 企画院, 日銀, 興銀, 起債計画協議会設置
16. 3	日本協同証券設立
7	財政金融基本方策要綱閣議決定, 金融政策の一元化や証券取引機構の合理化も盛り込む
8	重要産業団体令
"	株式価格統制令
12	太平洋戦争勃発
"	取引所及び有価証券業に関する行政, 商工省から大蔵省に移管
17. 2	日本銀行法
"	戦時金融金庫法
"	社債等登録法
4	金融統制団体令
5	企業整備令, 金融事業整備令
"	全国金融統制会結成
18. 3	普通銀行ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営ニ関スル法律
"	日本証券取引所法
10	軍需会社法
"	取引員業整備実施要綱及取引員統制組合要綱発表 (半減方針)
12	有価証券業整備要綱発表 (8割整理方針)
19. 1	軍需融資指定金融機関制度発足
20. 3	軍需金融等特別措置法
"	戦時金融金庫は3.9価格による無制限統制買支えを決定
7	戦時金融金庫に代わり, 日証が東京市場で買出動
8	日証全国市場, 10日以降一斉に臨時休会
"	終戦
-----< >-----	
9	津島蔵相, 10.1取引所再開の談話発表 (9.26), GHQは同日付で取引所再開禁止の覚書を発表
12	東京で集団売買開始
22. 3	証券取引法
4	独占禁止法
7	証券取引委員会設置
12	臨時金利調整法
23. 4	改正証券取引法
24. 12	外国為替法

わが国における間接金融システムの形成過程

響下に, 昭和22年5月頃から活発化することになる。この問題は, 23年7月末には不分割の方向で決着をみることになるが, 金融・証券制度そのものの改革についての動きは, その前後から本格化することになった。

もっとも, GHQには日本側からの自主的な制度改革の提案を期待していた向きも見える。もともと金融にはその国固有の歴史や社会的事情に根ざしている部分が多く, 軽々な改廃は返って混乱を招くことにもなりかねない。もしそうであるならば, できるだけ日本の金融風土を熟知した当事者間の自主的改革に委ねたいという気持ちがあったとしても, 決して不思議ではなからう。

GHQには, 当初「日本の金融制度改革の計画, 管理は日本側当局の責任」という考えがあり, 日本側では, 第一次 (昭45.1~昭46.2), 第二次 (昭46.12~昭47.12) の2回にわたり金融制度調査会を設置, 検討を行っている。

ところがここでの検討の結果は, 必ずしもGHQが満足するものではなかったようである。第一次, 第二次の金融制度調査会では, いずれもわが国の伝統的存在であった長期金融機関は存続する方針が打ち出されていたから, 銀行の商業銀行業務への専念を推進しようとするGHQの目に, これでは十分な改革にはならないと映っても致し方ないことであろう²⁹⁾。

一方, 第一次金融制度調査会の第5部会で, 既に証券会社の引受専管が提案されていた。これがどういう経緯で主張されたのかはさだかではないが, 第2, 第3, 第5部会との連合部会 (金融制度調査会証券引受制度関係連合小委員会=昭21.2.1) では, 遠山委員 (遠山元一氏=日興証券社長) の「司令部ノ意郷ハ, 現行制度ヲ適当ト考エテ居ラズ從ッテ何等カノ変更ノ必

Ⅲ. 戦後の金融・証券改革とその帰結

1. 証券取引法第65条制定の背景

戦後における財閥解体, 農地解放, 労働改革は, 戦時中に進行していた株主の弱体化や従業員の地位の向上をさらに促進することになる。また, インフレの昂進, 財産税の賦課等も加わって, 旧資産家層は崩壊し, 株主構成の変化, 所得の平準化が進展することになる一方, 内部昇進者による経営者が台頭し, いわゆる所有と経営の分離が進むことになった。

こうしたなかでGHQによる金融・証券改革が行われたわけだが, それは,

- ①銀行を集中排除政策の対象とし, 大銀行は分割する
- ②金融システムの中核に証券市場をおくとともに, 銀行・証券分離を明文化し, 長期金融機関は廃止する
- ③銀行法の全面的改正と大蔵省から独立したポリシー・ボードを設置する
- ④米国法を大幅に取り入れた証券取引法の制定と公的規制 (証取委), 自主規制 (証券取引所, 証券業協会) による証券監督・規制機構を導入する

を骨格とするもので, いわば米国型の金融システムを導入しようとするものであった。

ところで占領当初のGHQには, 日本の金融・証券制度を何らかの形に改革するという方針はあったものの, その具体的なプログラムまでは出来ていなかったようである³⁰⁾。

最初に問題となるのは, ①の集中排除・銀行分割の問題であり, エドワーズ調査団報告の影

要アル点間違ヒナシ……」といった、GHQの意向が反映していたととれる発言がある²⁹⁾。しかし第5部会(証券市場担当)以外の委員は反対であり、第二次金融制度調査会では、証券会社の引受専管は「漸次拡大する」というように後退した表現になっている。

しかし第一次金融制度調査会で証券会社の引受専管が既に問題となっていたことから見ると、GHQは、かなり早い段階から、銀行・証券分離の制度改革を意図していたようである。さらに22年8月13日の栗栖大蔵大臣とビーブラット(財政金融課係長)の会談では、大臣の「銀行の証券業兼営についてどう考えるか」という質問に対し、ビーブラットは、「当然禁止される」と答えている。22年8月といえば、金融業法案の作成作業は、かなり進んでいた段階であり、GHQ部内では、この問題がかなり煮詰まっていたことを伺わせる²⁹⁾。

ところが、その僅か4カ月後の同年12月に大蔵省がまとめた「金融業法案要綱」では、銀行・証券分離の問題は全く取り上げられていなかったし、長期金融機関も設置が予定されていた。先述したようなGHQの動きからすれば、大蔵省とGHQとの間には、かなりの意識のズレがあったようである²⁹⁾。

先述のようにGHQからすれば、第二次金融制度調査会での検討を基本にした22年12月の「金融業法案」は、日本側の意向が、あまりにも強く打ち出され過ぎていると受け取られたのであろう。そうであるとすれば、GHQとしては、まず改正作業中の証券取引法(23年4月制定)に、その意図する金融改革の方向を第65条として提示し、次いで同年6月には「特殊銀行に関する覚書」を、さらに同8月には「金融制度の全面的改正に関する覚書」(いわゆるケー

グル案)を、矢継ぎ早に打ち出し、具体的な改革のラインを明確にしていってのものと考えても差し支えなからう。

証券取引法第65条の原案を作成し、それを日本側に提示(23年1月)したのは証券担当のアダムスだが、日本側はこれを寝耳に水といった感触で受け取ったといわれる²⁹⁾。

確かに米国では銀行法にある問題を証券取引法に入れよというのだから、証券取引法の立法担当者は何事かと思うのは当然かもしれない。しかし、大蔵省という立場からすれば、上述のような経過からみて、金融改革に関して何らかの形で指示を受ける可能性も予想されたはずである。終戦以後、大蔵省は情報の入手、交換等と関連し、GHQとの間で、かなり頻繁な往来をしていたはずなのだが、伝統的な長期金融機関は、当然維持されるものと思いついていたのか、それとも、こうした意見のズレを前提にGHQ対し、日本側の考えを強調しようとしたのか、その辺の事情はさだかではないが、いずれにせよGHQとの間の認識には大きなギャップがあったようである³⁰⁾。

2. 戦後金融改革の後退

こうしたGHQの改革により、証券市場面については証券法が制定され、また実物取引一本になるなど、戦前や戦時中のそれとは大きく変容することになった。しかし金融面について実現したものは、日銀政策委員会や銀行・証券分離など僅かなものに限られ、結局は、GHQが想定したようなアメリカ型の金融システムへの転換は実現をみなかった。もちろん戦時経済下で制定された統制関係諸法は廃止されたが、やがて行政面を通じて、銀行の経営にもきめ細かく介入し、いわゆる護送船団行政をはじめ、金

男編『変革期の金融システム』18頁)から引用したもののだが、これによると戦後の普通銀行の自己資本比率は、戦前のそれに比べ大幅に低下している。1980年代に至っても、戦前の半分にも達していない。まして終戦直後の自己資本比率は惨憺たるものであった。

当時、戦時補償の打切り等で、銀行の体力は著しく脆弱化していた。集中排除法の適用は免れたものの、こうしたなかで経済の復興、再建を図るためには、銀行に関しては、戦時中の経験を生かし、興銀の機能を残して、それを長期資金供給に活用するとともに³¹⁾、競争制限的規制を強化し、護送船団行政によって金融システムの安定性を維持確保しようとするのは、政策当局としては極めて当然の発想だったのかもしれない。むしろ銀行を保護育成しなければ、経済自体が立ち行かなくなるおそれも強かったとも推測できる³²⁾。

こうした銀行体力の脆弱化と保護政策の必要性から、経済の再建・復興の要請と関連して、いわば緊急避難的に銀行保護策がとられ、それが戦後のGHQによる金融制度改革を遅らせ、不徹底なものとした遠因となっているようである。

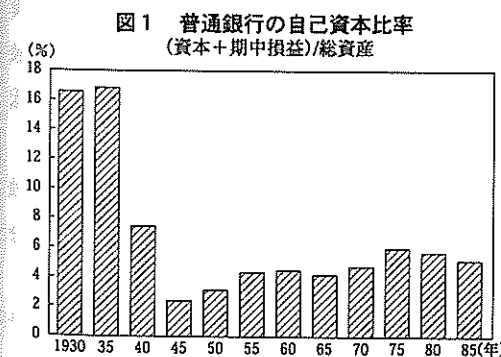
もともと証券市場は資本性が高いし、計画経済に馴染まない。戦時中に間接金融システムの構築が推進された理由の一つは、そこにあったわけである。また、わが国の場合、戦前からのイメージもよくなかった。さらに戦時中と同様、戦後も零細貯蓄を動員する必要があった。そうした場合には、間接金融は直接金融に比し、遙に効率が高い等の問題も間接金融システムを優先する一因となったように思われる。戦後進んだといわれるわが国での企業の所有と経営の分離も、株主軽視も、従業員中心の企業運

利、配当、店舗設置等の諸規制を通じて、競争制限的なシステムが作り上げられることになる³³⁾。さらに戦前型の専業・分業体系での金融制度が復活することになり³⁴⁾、また、メイン・バンク制の発展とも相まって、企業金融やコーポレート・ガバナンスから株式や証券市場の地位は大きく後退し、戦時中に形成された管理統制色の濃い独特な間接金融優位の金融システムが、戦後、むしろ強化されながらも引き継がれていくことになった³⁵⁾。

こうしたなかで新銀行法の制定作業は、24年10月の第1次案から25年10月の第5次案まで作成された。25年6月にはGHQから次期国会への法案上程を要請されたが見送られ、討議は20年代を通じて行われたものの、結局は立ち消えになってしまった³⁶⁾。

終戦後のわが国は、現在では想像を絶する状況におかれていた。国富の約25%が失われ、働くに職はなく、食糧の配給も滞りがちであった。そうしたなかで一日も早く経済を再建・復興させることが大きな課題であった。速やかな企業や金融機関の再建整備がインフレの防止と並んで大きなウエイトを占めたことはいうまでもない。

図1は日本の普通銀行の自己資本比率の推移を示したものである。植田和男東大教授の「日本の金融システムの変遷」(貝塚啓明・植田和



営も、結局は戦時中に源を発している。

先述したようにGHQにしても、一国の金融システムが、その国の歴史、風土に深く根ざしたものであり、軽々な金融改革が返って悪い結果を招くことは、当然熟知していたはずである。また、日本にとって全く実行不可能な案を終戦後2年も3年もたってから、提案するはずもないように思われる。

このように考えると、占領軍による強権の発動という事態を阻み、占領当初からの金融改革方針を大幅に後退させるには、かなり強力な理由がなければなるまい。こうした金融改革の後退の理由としてしばしば指摘されるのは、イ) アメリカの対日占領政策が、いわゆる冷戦を迎えた22年頃から、日本を極東のパートナーとして育てる方針に変わってきたこと、ロ) 戦後経済の建て直しに尽力したドッジ公使が、基本的に機構いじりを好まなかったこと、ハ) 23年10月頃、ワシントンの意向として金融制度の改革は経済の安定後に着手すべきと伝えられたこと、ニ) 26年以降は、対日講和条約が締結され、日本独自の政策展開が可能になったことなどである。

昭和23年8月に提示された「金融制度の全面的改革に関する覚書」は、命令でも、指令でもなく、あくまで非公式な性格のものとして出されたものといわれる³⁹⁾。しかし、金融改革に対するGHQの意思が、財閥解体等のさまざまな経済民主化措置に比して薄弱であったとも思われられない。むしろ実行しようにも実行できないような理由＝銀行体力の極端なまでの脆弱化＝が、上記の理由に加えて日本側にあったことが、さまざまな紆余曲折を経ながらも、次第に、「経済の安定化が金融改革より優先する」といった考え方が優位を占める結果となり、改

革を不徹底にし、日本側の主張や説得に必ずしも応じなかった根因があるように思われる³⁹⁾。

一方、戦前と戦後の証券市場では、昭和23年に証券取引法が制定され、また、翌24年5月には証券取引所の再開をみるようになったが、環境条件にせよ、証券取引システムにせよ、いわば構造的ともいべき大きな変化が生じるようになった。例えば

①取引システムでは、清算取引をやめ、実物取引に一本化した。清算取引に比し、多くの資金が必要とされ、証券金融が円滑を欠き、狭隘化した(証券金融会社の設立で対応したが資金量は不十分で、証券界からは「証券金融」の拡大が長く要望された。)

②企業の再建整備、高度経済成長に対応する資金需要の拡大から活発な増資が行われ株式市場は常に過剰株式気味で株価の圧迫要因となった(その対応策として導入されたのが、証券投資信託、運用預り、推奨販売方式、公募時価発行方式への移行などである)

③長期金利の低位固定化政策が長く実施され、公社債市場が長く未発達状態におかれるようになった

④企業のコーポレート・ガバナンスが戦後大きく崩れ、メイン・バンク制による銀行のモニタリングが中心となり、加えて起債市場の発達が遅れたこともあって企業金融における証券の地位が戦前に比し著しく低下した

これに対応するには証券界だけでなく、金融界、産業界全体を一体化した市場に対する十分なコンセンサスが必要だったのかもしれない。しかし実際は、GHQの意図した金融改革方針

とは逆に、戦時中に発達した間接金融システムが重視され、証券市場はその補助装置としての役割を与えられることになったのである³⁹⁾。

さらに銀行制度は、先述のようにやがて戦前型のものに復帰することになる。ところが、証券の場合は、十分な手当てのないまま改革がそのまま維持されることになった。占領下という特殊事情があったにせよ、行動の場が、法律的にも制度的にも全く一新されてしまった業界は証券界を除いては他にない。

このため戦後の証券市場、独特ともいべき形で発展することになった。一方では、日本型の金融システムの再構築が推進され、他方ではアメリカ型のシステムの定着化が進められたからである。さらに財閥解体、農地改革、財産税、インフレの進行、所得の平準化傾向等により、資産・貯蓄構造、投資構造も戦前とは大きく変化し、内部昇進者を中核とした「所有と経営の分離」の進展をはじめ、独特の企業システムが形成されていくことになる。

わが国証券市場が、その狭間から抜け出し、一本立ちしていくためには、多くの年月と試練とが必要とされたのである。

注

- 1) 直接金融と間接金融については、資金の最終的貸手と最終的借手との間に銀行等の金融機関が介在するかしないかによって区分し、介在する場合を間接金融、介在しない場合を直接金融とするのが、最近では通常である。直接金融と間接金融の定義が、こうした形にわが国で一般化したのは昭和50年代の後半になってからのことである。それまでは①資金の流れが証券発行によるものなのか(直接金融)、金融機関からの借入によるものなのか(間接金融)によって区分する方法が、②資金運用の判断と責任が個人に帰属するか、金融機関に帰属するかによって区分する方法(この場合、証券投資信託は、直接金融と間接金融の、いわば折衷的な形＝運用の判断は投信委託会社、責任は受益証券の購入者＝になるが、リスク負担の最終的責任が、投資信託受益証券の購入者である個人に帰属することに着目して、直接金融の変形として分類された)の何れかが用いられ、必ずしも確定したものはなかった(例えば、②の方法は日銀の資金循環表

でも昭和50年代まで用いていた)。

このように最近まで、①、②の方法がわが国で一般的だったのは、戦後、証券取引法第65条の制定に伴い、企業の資金調達について証券市場(直接金融)と銀行市場(間接金融)とでは、いずれが効率的かという議論が、業務分野(垣根問題)や企業の自己資本比率低下の問題と関連して活発化し、その基準として証券発行量(証券市場＝証券会社による資金調達額)が常に意識されていたことが背景にあるように思われる。

さらに戦後わが国の間接金融システムは、単なる仲介資金量だけの問題でなく、その円滑を確保するため銀行等の金融機関に対し、預金金利をはじめとする多くの競争制限的な規制が加えられていたことが特徴である。いわゆる護送船団行政と呼ばれるものもその一つであり、極めて特殊な性格のものである。

ところで戦前の企業金融では、長期資金は株式・債券の証券形態で調達されていたが、特に株式の場合、そのかなりの部分が株式担保による銀行融資に裏付けられていたし、また、証券市場を通じる公募での形での調達も少なかった。こうしたことが戦前も間接金融が優位の金融システムであったとする考えの根拠になってきたわけだが、しかし戦前の金融システムではイ)後述のように小銀行が乱立し、銀行の破綻も頻繁であったし、その影響力も小さかった。また、ロ)企業の株式による資金調達のウエイトが、銀行借入より遙かに高い上に、戦前期では株主によるコーポレート・ガバナンスが一般的であったから、こうした金融システムを戦後と同様の間接金融優位のシステムとするのには、やや無理があるように思える。

2) 『三井銀行百年の歩み』によれば、銀行法制定の最大のメリットとして、「他業種の兼業の禁止であり、明治以来つづいてきた銀行類似会社の・金貸社的な銀行を法制的な見地からは正することが講ぜられた点で、わが国の金融構造史上特すべきものといえよう」としている(『三井銀行百年の歩み』156頁)

3) こうしたことから明治・大正期には発行市場への参入も自由であった。そのため明治中期には、債券の引受について銀行・生保が参入、明治後期になって証券が参入したが、大正期、昭和期へと進むにつれ、次第に銀行・証券、信託の場となっていった。しかしやがて戦時経済に入り、大蔵省、日銀等のいわゆる起債当局による統制が強まるにつれ、証券会社の役割は次第に下引受へと後退し、大銀行、大信託会社の元引受、証券会社の下引受という構図が一般化することになった(昭和13年の商法改正で社債募集の委託を受ける者は銀行・信託会社に限られることになったが、これと並行して、同年、有価証券引受業法が成立し、同法で引受会社(証券会社)も「募集の受託」が法的に認められることになった。ただし実際には1件もない)。

株式の発行市場は株主割当・額面発行制度が主流であったが、公募市場については証券が引受に参入していた。株式の引受組織は証券が作り上げていったものである。また、株式、債券の流通市場は伝統的に証券の分野であった。ただ、大正中期から昭和にかけ、証券系の銀

行が、いわゆるポンドハウスと呼ばれ、債券の発行、流通の分野で活躍していた。

- 4) わが国は、江戸時代末、既にかなりの資本を蓄積し、また、堂島の米取引にみられるように、商取引技法もかなり発達していたようである。いいかえれば資本主義経済への転換は、いつでも可能な状態におかれていた。また、経済基盤がそのように成熟していればこそ、明治政府の富国強兵、殖産興業の旗印によって促進された欧米資本主義のさまざまな制度が短時日の内にわが国に定着化していったのであろう。
- 5) 三輪芳朗「証券市場の規制と証券業の規制」(堀内昭義編『金融：講座公的規制と産業(5)』107頁)
- 6) 銀行法制定により、銀行業務と公社債売買業務とが分離されることになったが実は銀行等の金融機関からの公社債売買業務の分離独立という発想は、すでに信託業法の制定時にその一端が伺える。信託業法自体も、わが国に信託制度を確立する目的のもとに制定されたものであるが、当時信託会社を名乗りながら実は無尽業、不動産業、貸金業、証券売買業を営んでいるものを信託業から排除することが一つの目的であった(拙著『金融自由化と銀行・証券』参照)。
- 銀行法の制定は「大正初年から取り組んできた金融法令の整備の総仕上げ」(『三井銀行百年の歩み』156頁)であった。こうした事情を考慮すると、銀行法の制定にあたり、銀行概念の明確化、業務の専門化という観点から、その根拠を預金の有無に求め、銀行業務と公社債売買業務の分離独立を図ったものと思われる。
- 7) よく知られているように、わが国銀行の歴史は銀行合同の歴史であり、大規模化の歴史である。いいかえれば金融の効率性・安定性の向上——銀行の大規模化——銀行合同の推進という構図は、今日でもなお続いている。こうした量的拡大を第一義とする政策の淵源は、この1県1行主義による銀行数の減少と、いわゆる免許制による行政の強化、業者・業界との一体化に遡ることができようである。
- 8) 中村隆英「金融統制の進展」(有沢巳監修『証券百年史』167頁)
- 9) 戦前の証券市場が投機性が強く、また、不正取引も多かったことは、当時の文献でも饒々述べられている。確かに取引所仲買人や現物商の倒産は頻繁だったし、詐欺的行為や賭博的な行為も多くみられた。しかし本来、投機と不正取引とは別個の問題であり、対応も異なるべきはずなのだが、当時の政府はこれを同一視し、取引所の組織と売買方法の改善に解決を求めたところに、問題があったようである(現物商の取締りは、昭和13年に「有価証券業取締法」の制定で漸く具体化されることになった)。この辺の事情については、拙稿「戦前・戦後の証券取引システム」(日本証券経済研究所『証券研究』第114巻、1996.2)を参照。
- 10) 企画院は、昭和15年9月、「経済新体制確立要綱」(案)をまとめ、「商法ヲ改正シ企業ニ於ケル資本所有ト経営職能トヲ分離シ」とし、企業を利潤追求を第一義とする資本の支配より離脱させることを主張した。しかし、商法改正は財界の強い反対に会い、実現しなかつた。同年12月に閣議決定された「経済新体制確立要綱」では、企業について、「企業体制ヲ確立シ資本、経営、労務ノ有機的一體タル企業」という表現に止まることになる。具体的には、前述の軍需会社法における企業システムが、その到達点と考えてよからう。

さらに企画院には、「企業の資本市場への依存度を下げることによって、株主による企業経営のコントロールを排除しようとするプランが「新体制」構想の一環として存在した」といわれる(岡崎哲二「企業システム」岡崎・奥野(藤原)編『現代日本の経済システムの源流』=シリーズ：現代経済研究6=114頁)。企画院は同年9-10月頃に「財政金融新体制要綱」(案)をまとめているが、翌16年5月、大蔵省は「財政金融改革要綱案」を作成、同年7月、「財政金融基本方策要綱」が閣議決定となった。先に述べた日銀法の制定、日本証券取引所法の制定も同要綱に基づくものである。

なお、金融新体制については「さまざまな側面があるが、もっとも重要なポイントは、戦前以来日本の産業金融において最大のウエイトを占めてきた株式市場、ないしは広く直接金融に代わる間接金融のシステムを整備することであった」(岡崎哲二・奥野(藤原)正寛「現代日本の経済システムとその歴史的源流」岡崎・奥野編『前掲書』25頁)と評されている。

- 11) 新体制論では、企業組織について、国家管理論あるいは民有国営論も議論されていた。日本証券取引所法制定当時の国会審議で、政府委員(賀屋蔵相)から「イデオロギーとしての所有と経営の分離には組みさない」とか「株式会社制度が今後も中心」といった発言がみられる。これは当時の世論を反映しての発言であろうが、この発言は、政府内部に企業組織に対する考え方かなりのズレが存在したことを示している。
- 12) こうした資本性否定の経済が、戦時下とはいえ生まれたのは、当時、社会に以下のような風潮が瀰漫していたことが、主たる理由であろう。
- ①株式会社に対する不信——株式会社亡国論、民有国営論、営団論等
 - ②資本家ないし財閥に対する不信——左翼ないし極右思想の影響
 - ③ソ連、ナチス・ドイツ経済の成功への傾倒——計画経済への関心が高まる
 - ④総力戦体制下で平等が重視された
 - ⑤いわゆる新官僚・革新官僚の出現と満州での経験
- 当時のこうした、いわば反資本主義、反自由経済的な思想の多くが戦後にも引き継がれ、いわゆる日本型経済・金融システムの形成に大きく影響することになる。
- 13) 昭和2年銀行法の制定によって
- ①監督・検査・命令・処分等についての強い権限が大蔵省に付与(銀行法の制定)
 - ②銀行行動へのきめ細かい介入(行政運用の重視)が図られ、銀行規制方式は従来に比べ、非常に精緻化されてきたが、さらに1県1行主義の進展により
 - ③少数の大銀行の管理・監督(弱小銀行の整理統合)によって、全体の金融のコントロールが可能というシステムが形成されることになった。

さらにこうした銀行規制の枠組みと金融統制会による資金配分の立案、指導が進むなかで、やがて軍需融資指定金融機関制度が設けられ、各軍需会社にそれぞれ1行の銀行が指定されて、戦後におけるメインバンク制の発端となった。

- 14) 日本銀行『日本金融史資料』昭和編第6巻471-473頁。
- 15) 日本銀行『日本銀行百年史』第4巻307頁。
- 16) 前掲『日本銀行百年史』300頁。
- 17) 日本興業銀行『日本興業銀行75年史』83頁。
- 18) 朝倉孝吉『新編日本金融史』108頁。
- 19) 原朗「日華事変と証券市場」有沢巳監修『証券百年史』151頁。
- 20) 中村孝俊『日本の証券市場』92頁。
- 21) こうした萌芽は既に昭和8年5月に起債関係者(五日会)の申合せにより、公募社債は原則として担保付きが推進されたことにみられる。これは、いわゆる社債浄化運動として名高いが、当時の記録をみると優良会社は無担保で社債を発行するのが通例であったし、デフォルト(債務不履行)に陥った社債は無担保のものも数多くみられた。このため、社債の有担保化推進は困難を極め、それが一般化したのは戦時経済に入り、資金統制が強化されて以来のことである。むしろ戦後に定着化したといっても良いのかもしれない。こうした経過からみると戦後長く続いた社債発行における有担保原則は、戦時統制経済の名残りの一つと考えて差し支えないようである。
- いずれにせよ戦時統制経済の間に、証券会社は社債の元引受業務から撤退をよぎなくされ、下引受に限定されていくことになった。
- 22) 戦時中の金融システムは、以下のようにまとめることができようである。
- ①銀行制度は、分業主義が大きく崩れ、普通銀行は貯蓄銀行業務、信託業務を兼営できることになり(その逆はできないが)、多くの貯蓄銀行や信託会社が普通銀行に吸収あるいは合併されることになる。
 - ②証券取引所の組織や取引システムにも、戦時経済の波が及び(公正価格の形成、価格の安定、流通の円滑化を図るため、日本証券取引所法が制定)、株式会社組織は営団組織に改められ、また実物取引を中心に、価格形成に必要な程度の投機取引と株式売買機能をもたせた。
 - ③発行市場は株式・債券とも強力な統制下におかれ、金利は次第に硬直化し、間接金融方式によって、生産力拡充資金の供給が図られることになる。
 - ④また、銀行で1県1行主義が推進されるだけでなく、無尽会社や信用組合にも整理統合が促進され、証券市場でも取引所の取引員はほぼ半分が、取引員以外の有価証券業者は約8割が整理されることになった。
 - ⑤株主の権限は次第に脆弱化する反面、内部昇進者が経営の実権を握ることになり、いわゆる「資本の所有と経営の分離」が進展することになる。
- 23) 戦時中設けられた全国金融統制会は、金利上限の決定、事業整備・合同の指導斡旋、各業態資金計画の作成

指導、貯蓄増強策の指導、事務合理化・労務対策の指導、国債割当消化や共同融資斡旋等の業務を行っていたが、これら「統制会の行った指導業務の少なからぬ部分は、戦後かたちを変えて日銀・大蔵省が継承した」(伊藤修「戦時金融再編成(下)」『金融経済』204号、58-59頁)。

- 24) 証券取引法第65条による銀行・証券両業務の分離規定が、米国のグラス・スティーガル法(1933年銀行法)を母法としたものであることはよく知られているが、それが実際に具体的な形で明示されることになるのは、終戦後相当の期間を経た後のことで、第1が「証券取引法第65条の制定」(23年4月)、第2が「特殊銀行に関する覚書」(23年6月)、第3が「新立法による金融制度の全面的改正の覚書」(23年8月)と、実に2年ないし3年の歳月を要している。
- なお、第一次金融制度調査会での銀行・証券両業務の分離論には、銀行国営の場合を予想し、証券引受業務を疎開の意味で切り離すという考え方も開陳されている(日本証券経済研究所編『日本証券史資料』第5巻914頁、また、阿部康二『銀行・証券根拠論争覚書』52頁も参照)。
- 25) 第一次金融制度調査会では「長期金融機関ノ存在ハ、之ヲ必要ト認」め、それには「日本興業銀行及び日本勸業銀行ノ機能ヲ其儘活用スルコトシ、両行ヲ経済民主化ノ見地ヨリ適当に改組シ(根拠法ヲ特別法ニ依ラズ銀行債券法制定ニ依リ債券発行力ヲ有スル普通銀行化スルコトニ付テモ十分ノ考慮ヲ払フコト)、夫々此種企業金融ヲ担当セシムル」としている(第一次金融制度調査会答申集)。
- また、第二次調査会の答申によれば「敗戦下の著しい資本破壊の現状に鑑み、長期固定資本投下が必要であり、且つ、一般普通銀行は短期金融機関として専門化しつつある傾向からすれば、一般普通銀行とは別個に、有力な長期産業銀行を設けることを適当とする」とし、さらに長期金融機関と短期金融機関とを別個に設ける必要がある理由を次の3点に集約し債券発行による長期金融の必要性を強調している(大蔵省金融制度調査会報告「新金融制度の研究」)。
- (1)長期資金の需要は今後もいよいよ増大の傾向にあり、これを全面的に短期金融機関の供給に期待することは不可能であること
 - (2)長期資金の調達には債券発行等の方法を講じる必要があるが、これを一般短期金融機関に及ぼすのは不適当であること
 - (3)資本市場の発達が不充分である現状から証券投資には未だ十分な期待を持ち得ないこと
- 26) 日本証券経済研究所編『日本証券史資料』戦後編、第5巻、915頁。
- 27) 前掲『日本証券史資料』戦後編、770頁。
- 28) 「金融業法案要綱」(昭22.12)における銀行の規定は以下の通り
- 第三、銀行
 - 一、組織 株式会社とする
 - 二、資本金 全額払込としてその最低限度を次のよ

うな方法で決める

- (一) 東京都および人口百万以上の市に本店を有する銀行……三千万円
- (二) 人口五十万以上百万未満の市に本店を有する銀行……一千万円
- (三) その他の銀行……五百万円 (以上の金額は未定)

三、積立金

資本金と同額に達し、かつ積立金と払込資本金との合計額が預金総額の五分に達するまでは毎期の利益の五分の一以上を積立てるものとする

四、業務の範囲

銀行の業務は預金の受入れ、貸付、手形割引および内国、外国為替のほか

- (一) 有価証券の元利支払いの取扱い
- (二) 公共団体その他の法人のための金銭出納事務の取扱い
- (三) 保護預り
- (四) 担保附社債に関する信託業務
- (五) 社債登録に関する業務

五、債券の発行

長期金融を目的とする銀行は、大蔵大臣の認可を得て債券を発行することができる

(日本銀行『日本金融史資料』昭和続編、第10巻、71-72頁)

- 29) GHQ から証券法第65条の原案が提示された日付については、23年1月6日説と同年1月22日説の二つがある。吉田晴二氏(元日本証券経済研究所理事長)は、「第65条は昭和23年1月 に入って法制局で審議中に1月6日突如GHQからの強い要請によって挿入されたものである」としている(吉田晴二「証券取引法の制定」有沢広巳監修『証券百年史』209頁)。また、「藤田国之助日記抄」(元証券取引委員会委員)にも、「23年1月6日に「アダムス氏より新しい修正点につき申出ありそれにつき相当長時間問答を重ね。結局法制局の審議日数として2週間必要とすることについて諒解を得た」とある(日本証券経済研究所編『戦後証券史を語る』(上)277頁)。他方、日本証券経済研究所編『日本証券史資料』では1月22日とする見解をとっている(第5巻、776-777頁)、GHQによる証券制度改革を扱った大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで』(「証券取引法の改正——昭和23年法の制定」)も同様、1月22日(アダムスから渡された一枚の紙片の邦訳に「23.1.22アダムス氏より受」となっていることを論拠=『日本証券史資料』も同趣旨)としている(第14巻、333-334頁)。
- 30) 引受業務の証券会社専管の問題は、「第一次証券取引法においても、また、1947年末以降の同法改正・書き換え作業のなかでも触れられなかったが、その作業の途上の1948年1月、GHQの担当者アダムス(元サンフランシスコ株式取引所正会員)が突如として1枚の紙片(メモ)を持ち込み、これによって銀行・信託の証券業務禁止規定が導入されたのである」(伊藤修『日本型金融の歴史的構造』119頁)。

また浅井良夫氏は、8月17日の「ケーグル案」について、「ケーグル案はアメリカの金融制度にならって日本の金融制度を全面的に改革する案として大きな反響を呼んだ。なかでも、バンキング・ボードの創設と日銀の改組がとくに注目された。民間銀行の改革については独占禁止法などにより、すでに「その方向は大体予知されていた」のに対し、「中央銀行と金融組織の改革の方向は関係者でさえ予想でなかった」からであった」と述べている(浅井良夫「占領期の金融制度改革と独占禁止政策」『成城大学経済研究所年報』第2号、なお、二重括弧内の文章は、昭和23年9月10日付『日本経済新聞』)。

- 31) 戦後の金融行政問題ないし目標は、次のように要約できよう。
- ①弱体化した銀行の体質改善(金融機関再建整備)
 - ②銀行経営の保護(新規参入の抑制、金利規制、店舗規制等による競争の制限、行政による銀行経営への介入=護送船団行政)
 - ③金融システムの安定性の確保(起債調整等による直接金融の制限、経営危機銀行に対する救済合併=銀行不倒神話)
- 32) 戦後の日本の金融制度は昭和20年代の後半に専業主義の戦前型で、再確立された。それは概要以下の通りである。
- ①長・短分離=普通銀行と長期信用銀行、信託銀行
 - ②銀行・信託分離=普通銀行と信託銀行(旧信託会社)
 - ③銀行・証券分離=銀行と証券会社
 - ④外国為替専門銀行=東京銀行(旧横浜正金銀行)
 - ⑤中小企業専門銀行=相互銀行(現在は廃止)、信用金庫、信用組合
 - ⑥農林・漁業専門金融機関として=農林組合、漁業組合
 - ⑦この他に政府金融機関がある(2銀行、11金庫)
 - ⑧ただ戦前には銀行・証券分離は法的には確立されておらず、公社債の元引受業務には銀行・証券・信託の3者が参入していた。

なお、GHQが提示した銀行制度改革の内容は、先述のようにイ)銀行は普通銀行だけで、長期信用銀行は不要、ロ)信託業務はアメリカと同様に銀行が兼営する、ハ)銀行と証券は分離という制度であったが、この内、銀行・証券分離のみが実現し、今日まで継続しているわけである。

- 33) 戦後金融システムの頂点にたつのは、いわゆるメインバンク制である。これは戦時中の軍需会社法に基づく軍需融資指定金融機関制度には源を発するものといわれ、次の機能を果たしてきた。
- ①当該企業への貸出が最も高いシェアを占める
 - ②メインバンクが役員派遣等による常時のモニタリングなど、企業を厳密に審査し、他の銀行はそれを信頼する
 - ③したがって、取引先の企業とは長期的関係を保つ
 - ④必要な場合には企業の経営に直接介入する
- いいかえれば、政府——メインバンク——企業という連鎖によって、政・財 官の意思の交流や経済政策の立案・浸透、経済運営の円滑化を図ったことになる。
- 34) 新銀行法の制定作業については、「かつて銀行法制定

されることになった」(寺西重郎「メインバンク・システム」岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』シリーズ・現代経済研究6、88-89頁)。

- 37) 国立国会図書館調査立法考査局(椎木文也執筆)『金融制度改革指針の研究』4-5頁)
- 38) しかし、少なくとも、昭和30年代あるいは遅くとも昭和40年代に入ると銀行保護政策は転換する機会があったように思える。金融効率化行政の理念にせよ、合併・転換法の制定にせよ、本来は、そうした方針転換を前提にして構想されたものであったように思う。しかし結局は転換できず、逆に「銀行不倒神話」が強化される反面、行政権は肥大化することになった。いいかえれば、戦後、いわば緊急避難的に採用された政策が、定着化し、硬直化して、「銀行は1行たりとも倒産しない。倒産させない」という信条が今日まで続いてしまったところに、最近における不良資産の累積、破綻金融機関の増大、乱脈経営の続出といった問題の原点があるようである。
- 39) 戦後の金融改革を、長期資金供給機構の再編過程として捉える考え方も強い。これはGHQによる改革を日本的なものに修正するという意味合いが強いようである。いいかえれば、戦前から戦時中にかけて発達した興銀を中心とする間接金融システムをどう戦後復活させるかということであったといつてよからう。
- (東亜大学大学院教授・当所兼任研究員)
- 当時に論議された事項とまったくおなじことがら」あるいは「思想的につながりがある事項」が多くなり上げられ(佐竹 浩・橋口 収著『銀行行政と銀行法』新銀行実務講座、第13巻、246頁)ていたほか
- ①大蔵大臣の監督権限が強化され、銀行の自主性が阻害されるおそれがあること
 - ②日本の銀行は預金銀行、商業銀行であると同時に貯蓄銀行、投資銀行的性格を併せ持ち、米国のような純然たる商業銀行、預金銀行とは性格がことなること
 - ③25年には「銀行等の債券発行等に関する法律」、27年には「長期信用銀行法」、29年には「外国為替銀行法」の制定など、20年代の半ば以降になると金融制度のあり方が改めて問題となってきたこと
 - ④などの問題があったとされている。
- 35) 興銀に公的金融機関を加えると、全金融機関の設備資金向け貸出しのうち、1950年代前半は6割前後、後半では3~4割が供給されていた。しかし長期金融機関の地位は70年代後半以降漸次低下することになる(植田和男「日本の金融システムの変遷」貝塚・植田編『変革期の金融システム』17頁)。
- 36) 「戦後では政府介入が著しく強化された。……銀行経営への介入の起源は、戦時補償の事実上の打ち切りによる巨大な損失から、金融機関再建整備法の下で銀行が官僚の保護下に組み込まれたことにある。銀行株式の90%は損失補填のために切り捨てられ、財閥解体にかかわる諸措置の影響も加わって銀行株主の権限はほとんど無視